

福祉のまちづくりは、「誰もが利用できる」というユニバーサルデザインのコンセプトが今や主流となっている。では、従来のバリアフリーからユニバーサルデザインへと変容した各種施設ではどのような問題が起こっているのか、障害者用駐車場を事例にしてその実態を検証する。

内閣府「障害のある当事者からのメッセージ」アンケート調査結果

2004年(平成16)に障害者基本法が改正され、同法律の基本的理念として「障害を理由とする差別禁止」が明記された。それを踏まえ、内閣府では国民から「障害について知っておきたいこと」や「障害について知ってほしいこと」について広く意見を募集し、その結果が2005年(平成17)に発表されている。そのなか、障害当事者を対象とした「障害について知ってほしいこと」の意見募集の結果で施設利用に関する意見が出されている。

対象となる障害種別は視覚障害、聴覚・言語障害、肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害、発達障害等である。応募総数は1,011人。意見の概要としては、「障害は誰にでも起こり得る身近なもの」、「障害があっても普通の生活をしたいと願っている」、「障害が重度でも生き甲斐や役割を持つことでいきいき生活できる」等の意見が上位を占めている。そのなか、肢体不自由の障害者からは移動権に関しての意見が出されている。特に、調査項目にある「必要な配慮」の部分では「障害者用の駐車スペースの絶対数が少ない上に、障害のない人が駐車して利用できないことがある」が75.2%と高い割合となっている。

福祉のまちづくりで公共施設に設置が義務付けられた障害者用駐車場がうまく機能していない実態がこのアンケート調査で窺える。

障害者用駐車場の利用者意識に関する調査

この調査は、熊本県民に対して2005年に実施されている(西島衛治『障害者用駐車場についての意識現況に関する熊本県民向けアンケート調査の分析』)。具体的には、県民が障害者用駐車場に対してどのような意識を持っているのかを調査・分析している。障害者用駐車場は、必要とする障害者がいつでも停められるようにしておくことが望まれるものの、熊本県でも実際には不正利用が後を絶たず施設利用・管理の上で大きな問題となっていることを報告書で指摘している。

調査では、「障害者用駐車場・その他に関する意識」について駐車場の利用意識と設置意義について調べている。

まず、「障害者用駐車場が障害者専用であることを知っていたか」という質問に対する回答として、全体(1,538通の無作為アンケート調査で有効回答24.6%)のおよそ9割が「知っていた」と答えている。また、「障害者用駐車場に一般客が駐車することによって、障害者が停められないで困っていることを知っているか」という質問に対しては、3分の2が「知っている」との結果である。

また、「障害者用駐車場に停めたことがあるか」については、「ある」と答えた人は全体の約16%であり、ほとんどの人が「停めたことがない」という回答結果となっている。その「障害者用駐車場に停めた理由」については、「入り口がすぐ近くにあったから」、「空いていたから」、「ただなんとなく」という理由が半数で、残りの半数は「短時間の利用だったから」、「仕事の納

品をすばやく終わらせるため」、「他の駐車スペースが空いてなかったから」といった理由である。

次に、「不正駐車防止に必要なこと」という設問では、最も多かったのが「障害者専用で一般車は利用できないという明確な表示をする」、「利用できる障害を記載する」などの意見がだされている。また、「停められないようにする法律をつくる」、「テレビなどで啓発活動を実施する」、「自動車学校などで停めてはいけないことを強く教育する」、「障害者には専用カードをつくり、そのカードを使用しないと輪止めが下がらないなどの装置をつくる」などの様々な意見があがっている。

啓発に関する設問では、全体の77%が教わったことがないとの結果である。「教わったことがある」と答えたのは全体の18%で、どこで知識を得たかについては「自動車学校・免許センター」「新聞やテレビ」などと回答している。

感情・意識に関する項目では、「自分が障害者と仮定し、駐車場に停められなかったらどう思うか」については、「がっかりする」、「あきらめる」、「怒る」という順に多く、「がっかりする」が半数を占めている。また、「健常者が利用していた場合は怒りを感じるが、障害者が利用している場合はあきらめる」といった意見もみられる。不正防止の対応策として、罰則(罰金)を科すべきという意見が約3人に2人の割合になっている。

そのほか、障害者用駐車場に関して「自由記述における要望」の項目で下記の意見等があがっている。

- ・福祉の現場でも問題になっているのか、知りたい。
- ・交通法にあるのならば、運転免許更新時などに明確に示すべきである。
- ・一般の駐車場が込み合っているときに、空いている障害者用駐車場に駐車することができないというのは有効利用に反しているのではないか。
- ・どういう障害のある人が障害者用駐車場を利用してよいかわからない。また、障害のある本人でなければならないのか、障害のある人を乗せていれば利用してよいのか、きちんとした明示してほしい。
- ・障害者用駐車場に停める車には必ずマークをつけてもらいたい。そうでなければ、不正に停めている車かどうか判断ができないので注意もできない。
- ・極端な罰則は障害のある人とならない人との差別化が生まれるのではないか。
- ・障害者用駐車場のマークが車いすに乗っているマークであるため、車いす使用者しか停められないといったイメージがある。障害者用駐車場のマークを変えて欲しい。

以上である。

この報告書から設置意義については概ね知られていることが明らかであるが、利用については個人の解釈によって大きく異なり、このことが利用上の問題を生起していると考えられる。また、不正利用防止を望む声も強く、その手だてとして対象者を限定することを得策とし、守らない人へは罰則を考える人々が多いとする結果である。しかし、自由記述にあるように利用対象者を限定することは障害のない人への逆差別と考える意見もあり、これに関しても「専用」であるのか、「優先」とするのか十分な論議が今後必要といえる。